

令和4年度

第3回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和5年1月26日（木）

午後3時開始

豊明市保健センター 3階 講義室

令和4年度 第3回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和5年1月26日（木） 午後3時から
豊明市保健センター 3階 講義室

出席者	公益代表	加藤誠（会長）松本昇（副会長）加藤充子
	保険医・薬剤師代表	松森正起（歯科医師代表）太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	田口一子 今井和子 橋本忠幸
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 中村泰正 保険医療課長 伊藤克代 保険医療課 栗田久美子
傍聴者	0名	

令和4年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を令和5年1月26日（木）豊明市保健センターにて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- （1）令和5年度国民健康保険事業費納付金本算定結果について
- （2）令和5年度国民健康保険税率等の改正について
- （3）その他

開始 午後3時

進行（課長）

本日は大変お忙しい中、また、大変お寒い中、定刻にお集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより令和4年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日、運営協議会の傍聴希望の方は今のところ見えておりません。この後見えましたら、会長にお諮りし許可することとします。

それでは、会議の開催に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さんこんにちは。

本日は国民健康保険運営協議会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。10年に一度の寒波ということで、非常に寒い中での会議となります。どうぞ上着など着たままでお願いいたします。

本日の運営協議会ですが、納付金の本算定の結果が出ました。非常に厳しい結果となっております。これをもとに来年度の保険税について事務局から提案させていただきます。

して、それについて皆さまにご審議いただき、忌憚のないご意見をいただいたうえで、3月の議会に議案として提出する形となります。事務局も厳しいながらもなんとか工夫を凝らして提案させていただいておりますので、どうかご理解いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

進行（課長）

ありがとうございました。

本日用意しております議題に、「令和5年度国民健康保険税率等の改正について」がありますが、これに関しては市長からの諮問事項となりますので、市長より諮問書を会長へお渡しします。

（市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す）

（委員へ諮問書の写しを配付）

本日諮問された案件についてご協議いただき、その結果を答申書としてまとめ、答申書を市長へ提出していただくこととなります。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて一旦退席をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

（市長退席）

進行（課長）

本日は、特にご欠席の連絡はいただいておりますが、1名まだお見えになっておりません。このまま欠席となりましても、過半数以上の出席となりますので、運営委員会規則第5条により、本日の会議は成立となります。

では、これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名いただく委員2名を指名させていただきます。議事録署名者には、保険医・薬剤師会代表の松森委員と公益代表の加藤委員に署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。

3. 議題「(1) 令和5年度国保事業費納付金本算定結果について」を議題といたしま

す。事務局、説明をお願いします。

事務局

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

では、令和5年度国保事業費納付金本算定結果について、説明いたします。

(資料に沿って説明)

1-豊明市分納付金額(本算定)について

- ・令和5年度国保事業費納付金(本算定)は、約18億7,800万円。仮算定から約1,400万円増額され、令和4年度本算定額より約1億1,100万円の増となった。
- ・1人あたり納付金額(本算定)は169,633円。仮算定より1,274円増額、令和4年度より17,512円の増額、伸び率は111.51%。
- ・県平均1人あたり納付金額は、158,002円、令和4年度より13,186円の増、伸び率は109.11%となっており、本市の納付金額、伸び率ともに県平均より高い状況がわかる。

2-納付金算定上の係数等

◎令和5年度医療費推計等について

- ・医療給付費については、仮算定と変わらず。令和4年度と比較し、給付費総額は減見込みだが、被保険者数減のためであり、1人あたり給付費は伸びる見込み。
- ・前期高齢者交付金(ア)、前期高齢者納付金(イ)について、年末に国より示された確定係数で前期高齢者給付費額の伸び率等が減少したため、令和4年度本算定、令和5年度仮算定より、ともに減額となった。
- ・後期高齢者支援金(ウ)については、1人あたり負担見込額等の令和5年度確定係数が仮係数より減となったため、本算定額は仮算定より減額となった。ただし、令和4年度確定係数よりは増しているため、令和4年度本算定より増額している。
- ・介護納付金(エ)については、県が介護2号被保険者(40～64歳)数の減少補正を行ったため、仮算定時より減額。前々年度清算金が多額に生じたこともあり、令和4年度本算定よりさらに減額となった。

◎令和5年度の公費について

- ・後期高齢者支援金(ウ)、介護納付金(エ)が仮算定より減額となったため、それらの国負担分、及び普通調整交付金も仮算定より減額となった。
- ・その他の公費は仮算定と同じ見込み。
- ・令和4年度では、決算剰余金84億円を納付金減額に利用したが、令和5年度は活用

できる剰余金はない。

◎激変緩和財源の活用について

- ・愛知県全体で激変緩和に使える財源は約 8.2 億円。そのうち個別の 4 町村に 7 千万円配分され、残り 7.5 億円が県全体の減算に使用。
- ・国からの激変緩和措置は令和 5 年度が最終年。県の特例基金繰入金も令和 5 年度で終了。

* 仮算定額と比較し、歳出見込額【前期高齢者納付金(イ)、後期高齢者支援金(ウ)、介護納付金(エ)】は減少したが、それ以上に歳入見込額【前期高齢者交付金(ア)と調整交付金】が減額となったため、必要となる納付金額は県全体として増加した。それを医療費水準や所得水準に応じて、市町村に案分されて市町村ごとの納付金額が決定された。

* 豊明市の場合、納付金額は令和 4 年度より全体で 1 億円以上増え、加入者数は減少しているため、1 人あたりの納付金額がかなり増加、負担となっている。非常に厳しい状況である。

* 県からは、納付金額とあわせて標準保険料率も示されるが、現行の本市保険税率と標準保険料率とを比較して、現行の保険税率はかなり足りていない状況がわかる。

* 各市町村の 1 人あたり納付金額等の順位

- ・県内市町村の年齢調整後医療費指数(R1~R3 平均)は、今年も豊明市が 1 位。
- ・1 人あたり所得金額(R2~R4 平均)は 19 位。昨年は 24 位だったので、今年は少し上位となった。所得水準が上がったことも納付金額が高く算定される原因となっている。
- ・結果、1 人あたり納付金額は高いほうから 7 番目となっている。
- ・所得金額の順位が 19 位に対し、納付金額の順位が 7 位ということで、豊明市国保の加入者にとっては厳しい状況であると言える。

* 各市町村の納付金額、令和 5 年度標準保険料率、現行(令和 4 年度)保険料(税)率

- ・どこの市町村も現行より標準保険料率のほうが高い状況。
- ・本市も平成 28 年度以降、順次保険税率を引き上げてきているが、納付金がどんどん高くなり、それに付随して標準保険料率もどんどん高くなっている。税率を上げても上げても追いつかない状況となっている。

会長

ありがとうございました。ちょっと重い本算定結果の説明でございましたが、この議題に対しまして、ご質問があればお伺いします。

委員

基礎的なことで申し訳ないですが、よくわからないので。

まず、令和5年度仮算定から本算定で1,000万円くらい増えました。その理由を教えてください。

それから、豊明市は(個別の)激変緩和措置を受けていないですが、国からの激変緩和措置は令和5年度が最終年、県の特例基金繰入金4.4億円も令和5年度で終了とあります。でも、先回の議事録を見させていただいた時に、代わりのものがあるかのように読み取れたのですが、それについて教えてください。

それから、標準保険料率のところ、介護分、介護保険料に充てる分、40歳から64歳のみ、と書いてあるのですが、65歳から74歳はどこにいつているのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

事務局

まず、仮算定から本算定で増えた理由ですね。

それについては、前期高齢者交付金(ア)と普通調整交付金が仮算定から減っています。これは収入が減るということです。県全体で37億円ほどが減額となっています。

それに対して、前期高齢者納付金(イ)、後期高齢者支援金(ウ)、介護納付金(エ)もそれぞれ仮算定額より減っています。こちらは支払う方の金額となるのですが、合計して29億円ほど仮算定より減っています。

収入見込額のほうが支出見込額より多く減っている、それだけ公費が減るところで、県全体で必要とする納付金額が増えたという形となりました。その増えた納付金額を医療費水準や所得水準に応じて各市町村に按分する、その按分の仕方については仮算定も本算定も変わらないので、県全体の納付金額が増えた分、各市町村の納付金額も増えたという形となります。

2つ目のご質問、国からの激変緩和措置は令和5年度が最終年、県の特例基金繰入金も令和5年度で終了となるが、令和6年度以降、激変緩和、特例基金の代わりのものがあるのではということです。

市町村の医療費の支払いに充てるための普通交付金の財源として、県は事業費納付金を集めますが、医療費が多くかかり、納付金が足りなくなってしまうときに、特例基金ではなくてもう一つ別の基金を県の国保は持っていて、そちらから医療費(普通交付金)の支払いに充てるというもので、納付金の算定にはそちらの基金は使うことができない形にはなります。もし、そのような状況に陥ったとき、必要な医療給付費と集めた納付金額とで、納付金額が足りなくなってしまう場合には、県はそちらの基金から市町村へ医療給付費用分を支払ってくれるのですが、その翌々年以降、基金を取り崩して使った分を積み戻すため、納付金に上乗せして金額が算定されるしくみとなっております。納付金を安くするために使える基金ではないです。

あと、介護納付金ですが、40歳以上の方が介護保険の被保険者となりますが、40歳から64歳までの方の保険料は、医療保険と一緒に保険料を納めることとなっております。

65歳からは、各市町村の介護保険の担当から、本市で言えば長寿課から、1人1人に

対して介護保険料としての請求がいくようになります。医療保険からは切り離して、健康保険と介護保険それぞれで保険料を支払う形です。65歳以上の方は、各市町村の介護給付費に応じて保険料が決められ、介護保険担当から直接請求される形となっています。以上です。

委員

ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。そのほかよろしかったでしょうか。

無ければ、(2) 令和5年度国民健康保険税率等の改正について、諮問事項でございますが、説明をいただいて、あわせて皆さんにご意見いただきたいと思えます。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、令和5年度の国民健康保険税率等の改正について、ご説明します。

(資料に沿って説明)

1-課税限度額の引き上げ

- ・課税限度額について、医療分を63万円から65万円に、後期分を19万円から20万円に引き上げ、国基準額と同額とする。前回12月の本協議会でご説明したとおり。

2-賦課税率等の引き上げ

- ・令和5年度国保事業費納付金の確定に伴い、国保税の適正化を図るため、税率等の引き上げを行いたい。
- ・税率等設定の考え方として、令和9年度に県の示す標準保険料率と本市の税率が同水準となるよう、現行の税率等と標準保険料率等との差の1/5程度の率・額を引き上げることが原則とする。
- ・令和9年度を期限とした理由は、平成30年度から国保制度が今の形となり、赤字繰入を減らしましょうとなったとき、豊明市では10年間で赤字を解消し、標準保険料率と同水準の保険税率とする計画としたため。
- ・令和5年度の税率設定については、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による市民生活への影響を考慮し、原則より引き上げ幅を縮小することを検討した。
- ・その調整は、加入者全員に定額で賦課される均等割額にて行うこととした。
- ・結果、令和4年度の加入者・所得ベースでの試算で、1人あたり課税額を令和4年度と比較し、4,992円の増額、伸び率4.87%とさせていただきたい。
- ・参考案として載せてあるのは調整前の税率等で、1人あたり課税額は5,332円、伸

び率 5.21%であった。頑張っても 300 円少ししか抑えられなかったけれども、なんとかこの辺りでお認めいただきたい。

◎モデルケースによる税率改正の影響

- ・ケース①～ケース④で税率改正前後の税額を具体的に比較。
 - ケース① 40～64 歳夫婦(介護分あり)(60 歳代前半夫婦)
改正前 222,390 円→改正後 234,040 円 年額 11,650 円、5.2%の増
 - ケース② 40 歳代夫婦(介護分あり)+子ども 2 人(うち未就学児 1 人)
改正前 411,400 円→改正後 433,750 円 年額 22,350 円、5.4%の増
 - ケース③ 65～74 歳夫婦(介護分なし)
改正前 181,485 円→改正後 190,865 円 年額 9,380 円、5.2%の増
 - ケース④ 低所得世帯軽減該当(7 割軽減該当、ひとり暮らし：介護分あり)
改正前 21,090 円→改正後 22,020 円 年額 930 円、4.4%の増
- ・所得や世帯構成はそれぞれで、モデルケースに当てはまる人ばかりではない。あくまで目安として見ていただきたいが、本市の場合、③のケースの方が一番多く、半数近くがこのケースに近いのではないかと。というのは、国保加入者のうち前期高齢者(65～74 歳)の人数が 46%となっているから。また、④の軽減のかかっている世帯のケース、ここでは 1 人世帯の 7 割軽減という、一番軽減が大きくかかるケースを挙げているが、7 割に限らず 5 割や 2 割などいずれかの軽減を受けている世帯は 49%、国保加入世帯の約半数が軽減を受けている低所得世帯だということになる。
- ・改正後の税額が一番増えている②のケースは、世帯の人数が多ければ均等割が人数分かかるので負担も増える形となる。このような世帯がどのくらいあるかということだが、国保加入者が 4 人の世帯は、国保世帯全体の中では 2～3%と極少数。少ないからいいと言う訳ではないが、ケース②に該当するような世帯は多くはないと思っている。

会長

ありがとうございます。何かご質問はございますか。

委員

すごく努力してみえることがよく分かって、まあ、しょうがないかなと思うのですが、1 人 1 人が、ケースごとや他市町村がどのくらいの金額だとかを比較することは多分ないと思うのですが、これ(税率引き上げ)を続けていくと、場合によっては豊明市はやめて、他の市町村に移ろうということが起こり得るのではないかと危惧するのですが、その辺はどのように考えてみえるのでしょうか。

事務局

確かに、そういうことは絶対には言い切れませんが、今後の方向として、県内で保険料税率を統一しようという話になっています。国は既に保険料を県内で統一する

ことを言っていて、平成 30 年度の制度切替の時から大阪府や一部の県では経過期間を設けて統一に向けて動いています。

愛知県は、最初の段階では統一はまだ考えていませんでしたが、最近国から統一について強く言ってくるようになって、保険料税の統一について検討を始めております。今年度既に何回か会議が開かれ、統一にあたっての課題や各市の考え方などが議論されています。

将来的には、県内でしたらどこの市町村にいても同じ保険料税という風になるのかなと思っています。そして、料税率が統一されたときには、豊明市は今、特に医療分について県平均より高い金額となっているので、統一されると少し下がってくるのではないかなと見込んでいます。必ずそうなるとは言えませんし、下がると言っても今よりは上がるかなとも思いますが、ただ、医療費水準の部分が加味されなくなるので、あとは所得状況による形となる。県内どこにいても、同じ所得の人は同じ保険料税がかかるという状況には、数年後にはなっていくと思われれます。何年先かというのは今の段階では難しいですが、統一に向かって進んでいくのは確かです。

県を跨げば、その県の状況がありますので、保険料税の高い低いはあるでしょうが、愛知県は全国で見ればまだまだ若い人の多い県ですので、医療費水準は全国平均よりは低いです。ただ、愛知県は全国で見れば所得水準は高い県かなというのはありますが、基本医療費を支払うための財源として納付金が算定されるので、医療費の部分が県内ならされれば、豊明市としては県平均近くに下がってくるのではないかなと思っています。

会長

よろしいでしょうか。

事務局も確かに苦労されての数字を今話していただいたのですが、医療分、後期分、介護分とそれぞれ案を示していただいております。参考でいきますと増減額として 5,332 円、これを 4,992 円に、つまり 5,000 円を超えるか超えないか、皆さんに説明できるかできないか、併せて、3月の議会を見据えた中での数字の設定をいただいたということでもあります。どうでしょうか。

1つ質問させていただくと、将来的には県全体で統一しますよ、何年先かは分かりませんよ。それは分かりますけれども、それまでにどんな状態が起きてくるでしょうか。

例えば、破綻するようなところが1つや2つ出てくるのか。仮に出てきたときに県全体がどのように動くのか。いろいろと想定ができると思いますけれども、今、事務をやってみえて、どんな状態が出てくるのかなと、想定できるようなことがあれば教えていただきたい。どうでしょうか。

事務局

なかなか難しいのですが、破綻させる訳にはいかないのです。

とりあえず今回、そもそも本来あるべき率・金額との差の1/5弱しか上げていないので、4/5は足りていない状態です。さらに調整して下げた分も合わせて、国保の財政調

整基金から取崩して繰入れ令和5年度の予算については作成しました。

いくら取崩す予定かといいますと、令和4年度は5,000万円の基金取崩しで予算が組めましたが、令和5年度は9,800万円を取崩す予定としています。これも3月議会に議案として出しますので、あくまで案の状態です。もちろん今年度積む分もありますので、前年度の繰越金、余剰金を基金に積んで、翌年度予算編成時に使うというのが、ここ数年の豊明市のパターンとなっています。

ただ、この積む分がだんだん減って、崩す分がだんだん増えてきて、厳しい状況になってきています。この辺りはちょっと考えないといけないと、基金を何とか積み増ししたいと思っております。どういう形かはまだ分かりませんが、基金を積んで国保税の引き上げ抑制に活用できるようにしたいと思っております。

一般会計からの繰入れを増やすこともやろうと思えばできますが、赤字繰入を増やすと県や国からの交付金が減らされるなどのペナルティが大きいですし、全国で赤字繰入をなくす方向に動いているときに、本市だけ赤字繰入を増やす訳にはいかないかなと思うので、基金を最大限活用するしかないということで、基金の積み増しを考えたいと思っております。

他の市町村も、保険料税だけでやっているところはないと思います。基金を持っているところ、ないところ、状況はいろいろですが、本市と同じように考えるのでないかなと思います。

会長

ありがとうございました。

どこの市町村でも起こりうることで、市としては基金を積んで、その年々の数字の中で、それを崩して使っていく、こういった方法を取っていくということでございます。

そのほか、ご質問、ご意見いただければ大変ありがたいのですが、どうでしょうか。

今日のこの議題は、市長からの諮問案件でございますので、答申という形で結果を出していきます。この協議会での結論ということになりますので、よろしく申し上げます。

委員

毎年毎年、同じような形でご説明いただいている、初めての方もいらっしゃいますが、この仕組みは非常に分かり辛い仕組みでして、何年かやらせていただいておりますけれども、本当にご苦労が大変だなと思います。

これから先、色々なことが起きてくるわけで、被保険者数が増加することはないわけですね。確実に減っていくわけですし、特に団塊の世代の方たちが後期高齢者になっていくと、変動が大きくなっていく。多分そのあたりで、会長がおっしゃるように破綻する市町が出てくる可能性が十分あると思いますね、このシステムを続けていくとすると。そうするとどこかで、県の中で統一する、もしくはドラスティックに豊明市が健康都市になっていくと、医療費を使わない健康都市になっていく。3月議会において市議員

の人たちに、あなたたちが中心となって健康都市を作ってくださいよ、と提案をするのも一つの方法だと思いますし、日頃からそういうことを言うのも一つの方法かなあと。この協議会としては、諮問を受けた内容でしか話ができないですが。

私も毎年毎年いつも思うのですが、難しい、やるせない問題だなあと。お金がないところで、どう袖を振るかというところなので。

初めての方もいらっしゃるし、実際はこういう形で保険税が決まったりしているわけです。これは、日本全国北から南まで同じ状況です。それを国が各都道府県に任せますよと。

会長

ありがとうございます。貴重なご意見でございます。その通りでございます、初めての方にはなかなか難しい問題だと、数字を読み切るのも難しいのかなと。正直に言ってそう思われると思いますけれども。

今の国保の状況というのは、今年からですけれども社保に変わられる方が多くお見えになる。これまでより規模の小さい会社が社保に適用できるようになったからですが、こういったことでだんだん国保の人数が減っていく。そして、国保の人の大体49%、半分の方が軽減を受けてみえる方だということです。

そうすると、あと半分の間でこれを保たせていくという状況が続いているということ、そして、その半分のうち、64～74歳の方々が大半を占めているという状況下にあるということです。だからもう県で統一したほうがいいよというのは確かにその通りだと思います。けれど、今度は全国の中でも県ごとに格差が出てくる、そうすると先ほど委員の方が「豊明市を出ていく人がいるんじゃないか」と言われましたが、逆に他の県から入ってくる人も出てくる、いろんなことが考えられると思います。

医療自体も考え方が変わって、医療の仕方が変わってきている。手術もロボットがする時代、通信技術も進み2030年には6Gとなる時代。すごいスピードで技術が進み、時代が動いていっている。こういった時代の中での令和5年度の数字でございますので、お願いを申し上げたいということでございます。

ご意見がなければ、諮問いただいた数字で答申せざるを得ないのかなとも思いますけれども、これで決を採らせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員一同同意)

それでは、諮問書にあります改正案のとおりとしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(委員一同挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

それでは、こういった形で市長に答申させていただきますのでよろしく申し上げます。

事務局

この後、答申書を会長から市長に渡していただきます。ただいま、市長を呼んでおりますので、しばらくお待ちください。

お待ちいただいている間、本日の議題には挙げていないのですが、皆さまにお伝えしたいことがございます。

本日の結果をもって、保険税率等を改正する条例を議案として3月議会に出させていただきますが、もう1つ3月議会で議案として挙げる予定のものがありません。皆さんもニュースなどでご存じと思いますが、出産育児一時金の金額を現在の42万円から50万円に8万円引き上げる改正条例を3月議会に上程させていただいて、令和5年4月1日から適用させていただく予定ですので、皆様にお伝えします。

委員

出産育児一時金は実績として今年度どのくらいの人数の支給があるんですか。

事務局

去年の実績で40人弱でした。全体で1学年500～600人くらいですので、そのうちの40人弱が国保の人です。

委員

1人あたり納付金額が、大府市が17万4千円、日進が17万1千円、長久手も17万1千円で、豊明よりも少し高い感じですがなぜでしょう。

事務局

そうですね、豊明の場合は医療費が高いから納付金が高いですよという説明をいつもさせていただくのですが、所得が高いところも納付する能力があるということで高く算定されますので、長久手や大府市は豊明より1人あたり所得が高いですよ。所得水準の高い低いですが、納付金の算定に、医療費水準よりも多く反映されるかなという感じがしています。

それでは、市長がみえるまで、皆さん休憩していただければと思います。

(休憩)

(答申書案確認)

(市長着席)

事務局

それでは、これまでの協議会で話した内容で意見をまとめまして、答申書を会長から市長に渡していただきたいと思います。

会長

それでは、諮問をいただきましたので、答申をさせていただきます。

（ 会長が答申書を朗読し、市長へ手渡す ）

（ 委員へ答申書の写しを配付 ）

市長

皆さま、ご審議ありがとうございました。

事務局

本日の協議会は以上で終了となります。

皆さま、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

終了 午後 4 時 26 分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第 8 条に基づき署名する。
